

## 2 自然の視点

### (1) 地形

新座市は、所沢台地、野火止台地、朝霞台地、柳瀬川低地、黒目川低地の地域に所在します。

野火止台地は、多摩川と荒川の両水系によって境された、武蔵野台地の北西端部に形成された「ヤツデ葉」状の一支台です。東側の黒目川が流れる開析谷と西側の柳瀬川が流れる開析谷に挟まれ、荒川右岸の低地にその先端が接しています。幅 2～3km、長さ十数 km の細長い舌状を呈しており、黒目川右岸には朝霞台地が所在し、柳瀬川左岸には所沢台地が位置します。

野火止台地の崖線は、黒目川に面する地域は急峻ですが、柳瀬川に面する地域は比較的緩やかな傾斜となっています。台地と低地との高低差は 10～13m あります。

台地基部付近の標高は約 90m で、舌状の先端部付近は約 10m です。新座市内では、新堀三丁目の都県境付近が約 60m、東北一丁目の志木駅付近が約 18m、柳瀬川低地の新座一丁目付近が最も低く約 7m となっています。

野火止台地上には幾つかの小支谷がみられます。中でも顕著な支谷は、清瀬市中清戸付近に端を発し、新座市野火止三丁目に位置する平林寺の西方から北野一～二丁目付近を通り、志木市本町三丁目と朝霞市宮戸との境付近で荒川右岸の低地に落ちます。谷の幅は約 150～300m、高低差は 1.5～3m です。また、平林寺の裏山はこの谷との高低差が最大 11.6m あり、小高い丘状の地形になっています。

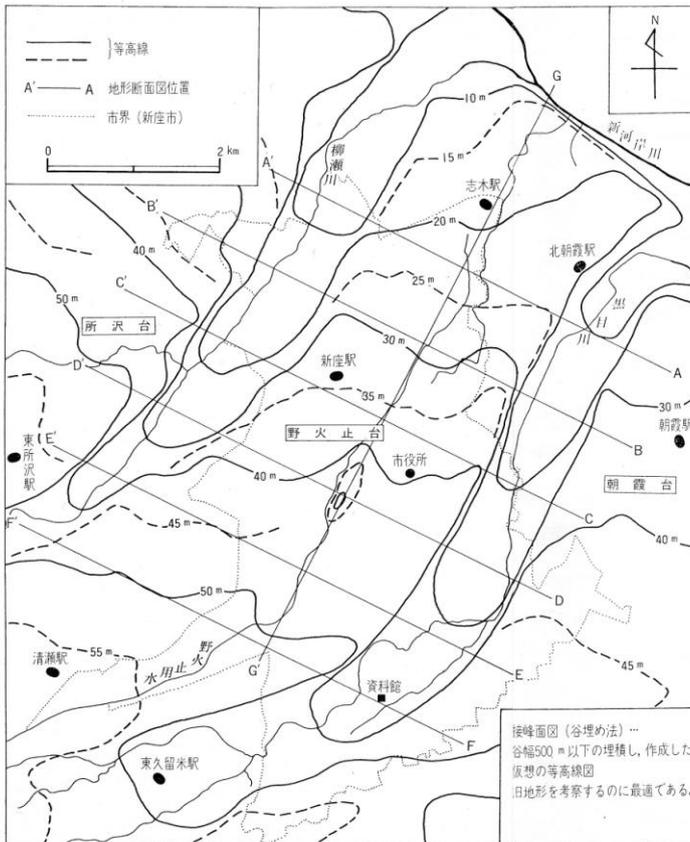


図 2-18 地形分類

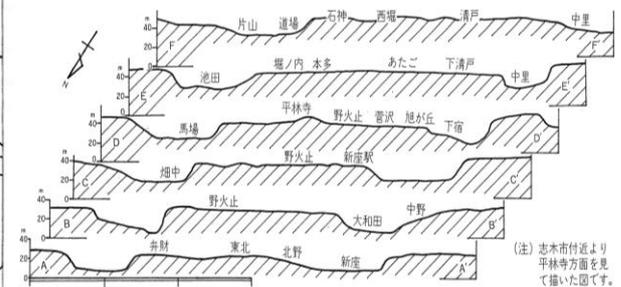


図 2-19 地形横断面

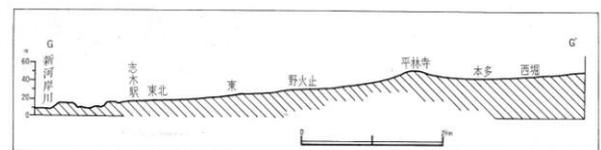


図 2-20 新座市付近の地形縦断面図  
(北東—南西断面)

図 2-18,19,20 出典:『新座市史』第 1 巻自然・考古古代中世資料編

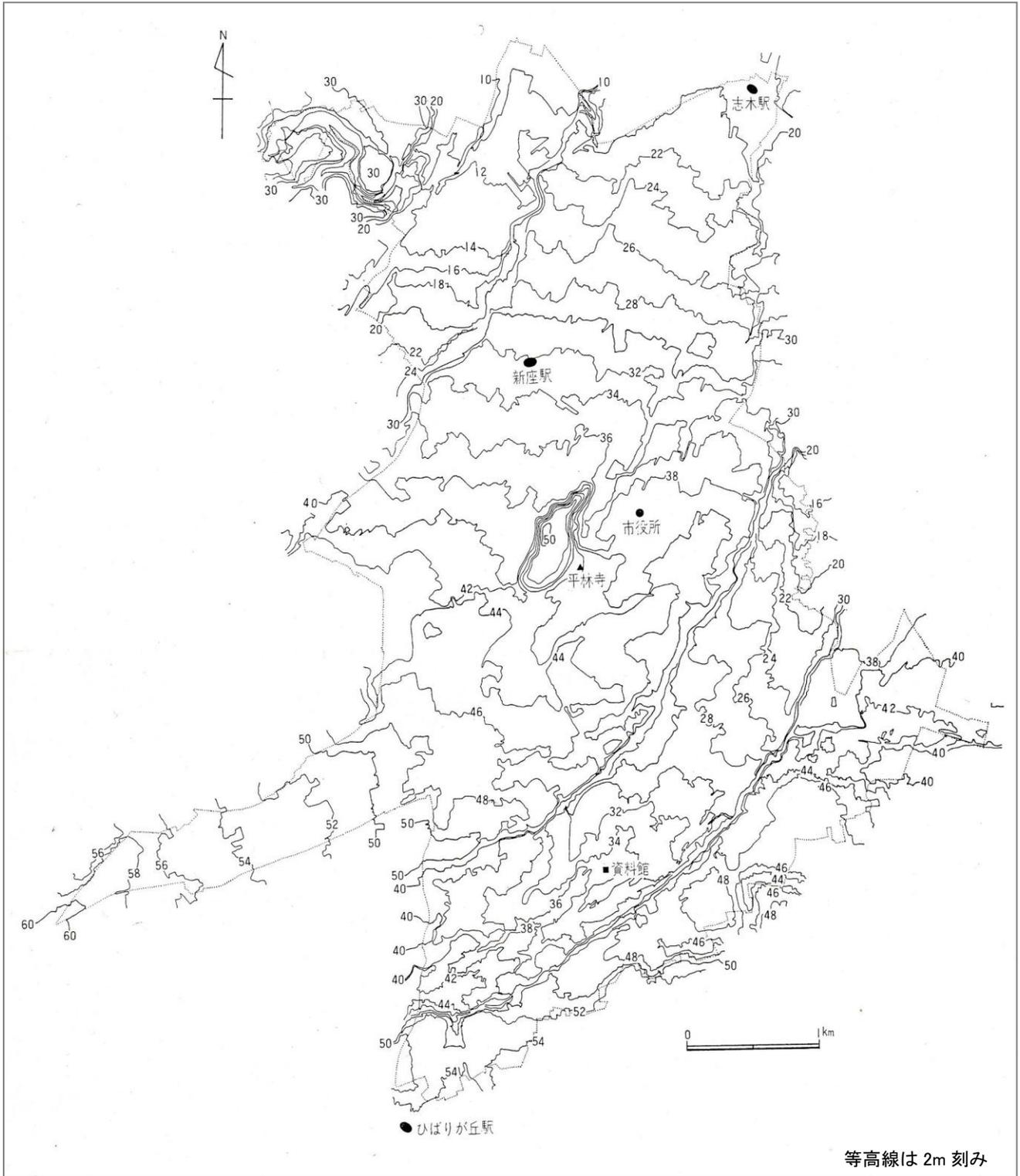


図 2-21 新座市の地形

出典:『新座市史』第 1 巻自然・考古古代中世資料編

## (2) 地質

約 8 万年前から 5 万年前頃になると次第に気温が下がり海退が始まります。海退とともに河口は遠方に退き、古多摩川は今まで堆積した所沢れき層や基盤の東京層を侵食し、氾濫原に砂れきを堆積させながら広い扇状地を形成していきました。この時期に堆積した砂れきが一括して武蔵野れき層と呼ばれ、離水時期の差によって 3 時期の地形面が確認されています。

市役所東方、野火止団地～堀ノ内～石神に渡る地域は、野火止台地上でわずかに高く、下末吉ローム層のクリヨウカン軽石層より上のローム層部分が認められ、成増面に対比され、野火止 I 面と呼ばれています。志木駅周辺から市役所、清瀬駅に至る野火止台地に最も広く分布する野火止 II 面は、野火止 I 面より遅れて成立し、武蔵野台地に広く分布する武蔵野面に相当します。武蔵野ローム層の最下部以上のローム層をのせています。東北一丁目と志木市との境界から北野一・二丁目の境界、新座駅付近にかけて 30cm～1m 程度の段差があり北側が低くなっています。この地域が野火止 III 面で、東京軽石層 (TP) が直接れき層上にのっています。東京軽石層の下 1m 程の武蔵野ロームを欠き、中台面・本郷面に対比されます。台地中央部の平林寺には「平林寺山」と呼ばれる独立丘 (比高約 10m、標高 50m) があり、下末吉上部層が残る特徴的な地形を呈しています。

3 万年程前になると、ヴェルム氷期の海退も進み、離水状況が著しくなります。海面の低下に伴い、多摩川も下刻を増し、流域各地で河岸段丘を形成し、東京層を削り、谷を形成しました。柳瀬川・黒目川流域はともに古多摩川の延長川であり、旧氾濫原の段丘上に堆積した砂れきは、立川れき層に相当します。その後も河流のあるところは火山灰が流出していますが、離水したところには降下した火山灰が堆積しました。柳瀬川沿岸では、大和田一丁目・新座一丁目付近の崖より北側が立川面で、広く集落の分布する立川 I 面と、その北西方にわずかに低い立川 II 面が分布します。かつて水田であり、現在埋め立てられた住宅用地は 1 万年以降の沖積面です。黒目川沿岸では、池田二丁目・道場から栗原にかけて早くから集落の開けた畑作地帯は立川 I 面に相当し、馬場二・三丁目、堀ノ内二丁目周辺は立川 II 面に相当、I 面よりわずかに低く、河川改修前の沖積面とは 1m 以上の比高で接していました。立川 I 面は立川ローム層全部を有し、立川 II 面は下部の黒色帯 (ブラックバンド) を欠くので、下限が 2 万年余と 1 万年の差異があるようです。

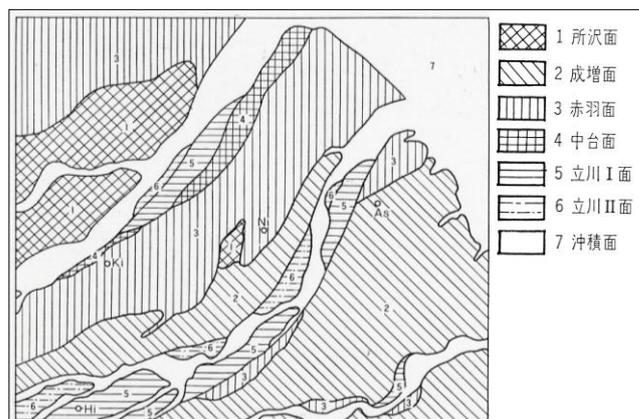


図 2-22 新座市付近の地質

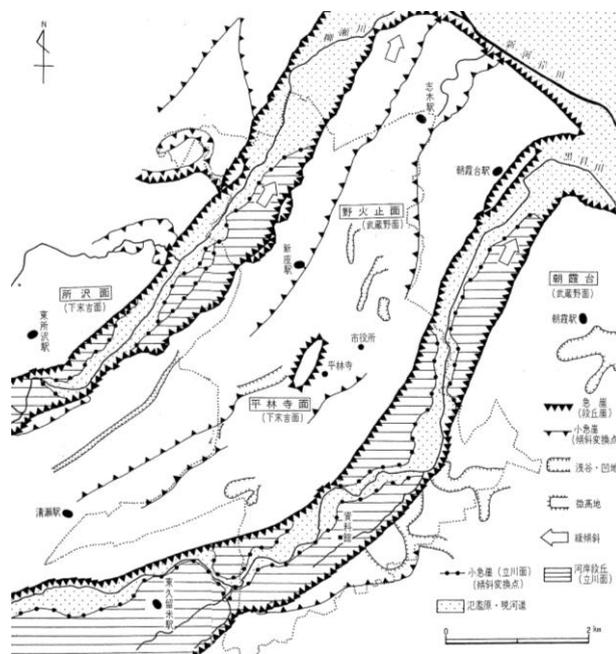


図 2-23 地質

図 2-22, 23 出典:『新座市史』第 1 巻自然・考古  
古代中世資料編

### (3) 水系

#### ア 水系

野火止台地の西側を流れる柳瀬川は、埼玉県所沢市内の山口貯水池(狭山湖)と東京都東大和市内の村山貯水池(多摩湖)に水源を持ち、狭山丘陵に形成された開析谷の中を蛇行しつつ、途中東川や空堀川等と合流して東京都清瀬市と所沢市の境を直線的に流れ、新座市内を北東流し、志木市本町の志木市役所付近で荒川の支流である新河岸川と合流します。川の全長は 19.45km、流域面積は 77.37km<sup>2</sup>の一級河川です。

野火止台地の東側を流れる黒目川の水源地は、東京都小平市・東村山市・東久留米市の三市境に位置する小平霊園内にあった湧水池に求められていましたが、現在では東久留米市柳窪四丁目西方のサイカチ久保の湧水池が水源とされています。流れは、東村山市内に水源が求められる出水川や楊柳川・小平排水溝等と合流して水量を増し、東久留米市浅間町二丁目北方で、東久留米市八幡町二丁目の八幡神社境内の湧水を源流とする落合川や東久留米市南沢三丁目付近の湧水を源流とする立野川等と合流し、新座市内に入ります。緩やかな蛇行を繰り返し北東流しながら朝霞市内に入り、浜崎と岡との境付近で流路を東に変え、朝霞市田島で新河岸川に合流します。川の全長 14.48km、流域面積 30.79km<sup>2</sup>の一級河川です。

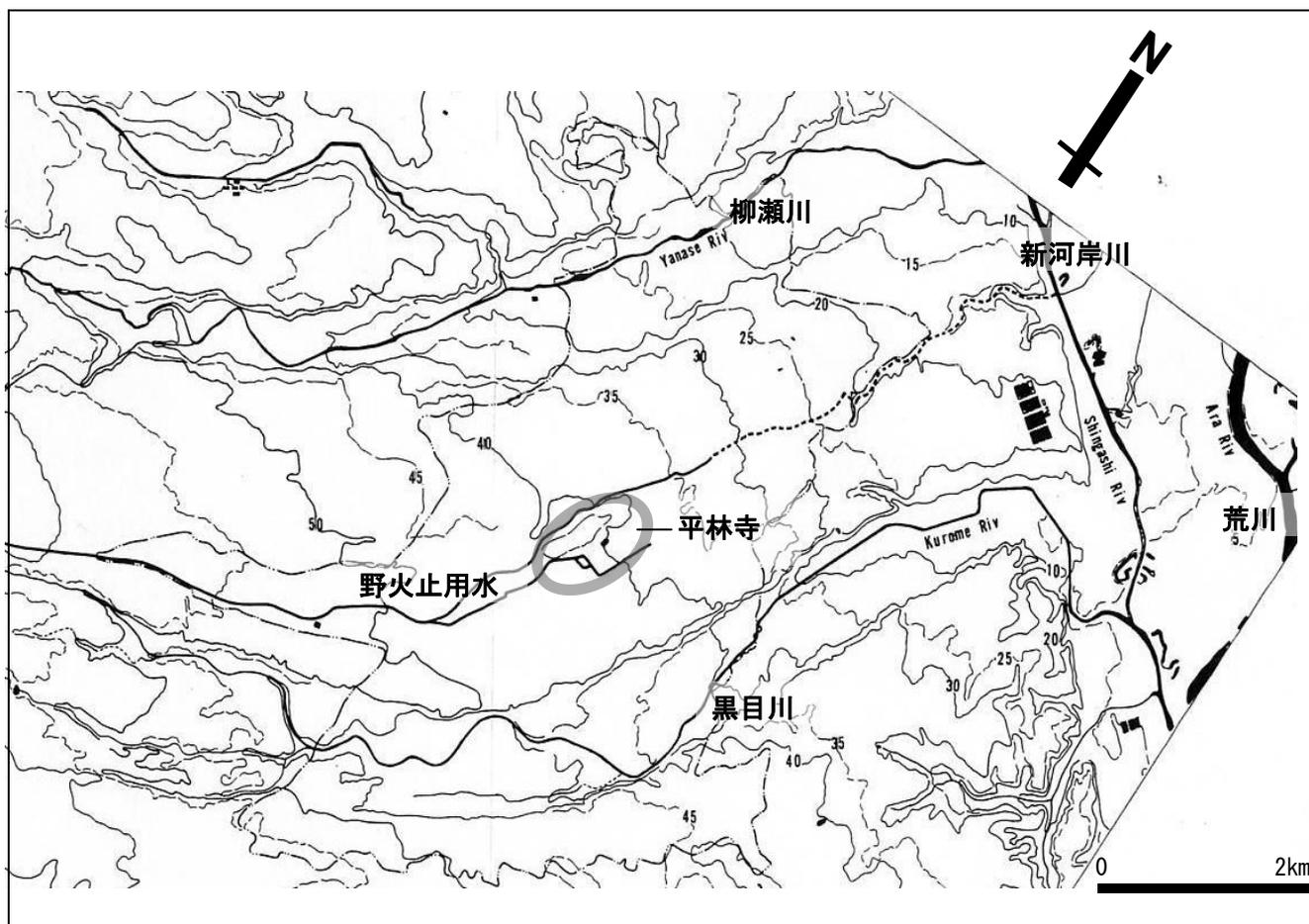


図 2-24 水系

出典:『埼玉県指定史跡野火止用水本流発掘調査報告書』

## イ 地下水系

野火止台地における地下水については、新座市史調査報告書 8『野火止台地の地下水系統—故吉村信吉博士遺稿論文(昭和19年起稿)—』(昭和59年(1984)3月)に、以下のようにまとめられています。野火止台地の起伏は小さいので、台地上では地下水面の深さによって地下水の状況をうかがうことができます。地下水面は、最も浅いものは台地原面下 4~7mにあります。この地下水面は野火止東部及び平林寺付近やその南西に広く分布しています。浅い窪地にあつては地形が低いので地下水面の深さは 3.5mに過ぎず、地下水に乏しい本台地においてはオアシスのような感があります。このほか八軒、下田、下ノ原、浜崎境、北野、泉水等にも点々と見られます。中位の地下水の深さは9~16mです。台地西方の地下水が少し浅いのは、ほぼ台地の長軸に沿って低い段丘崖があつて地形が低いからです。東部の深さは12~16mです。この地下水は最も広く分布しています。

宙水に関しては、平林寺宙水域は長さ 2.1km、最大幅 0.9kmで武蔵野台地最大の宙水域であり、野火止宙水域は長さ 1.3km、幅 200m以上あります。また、野火止以北にも所々に小宙水域があり、北野にも宙水があります。

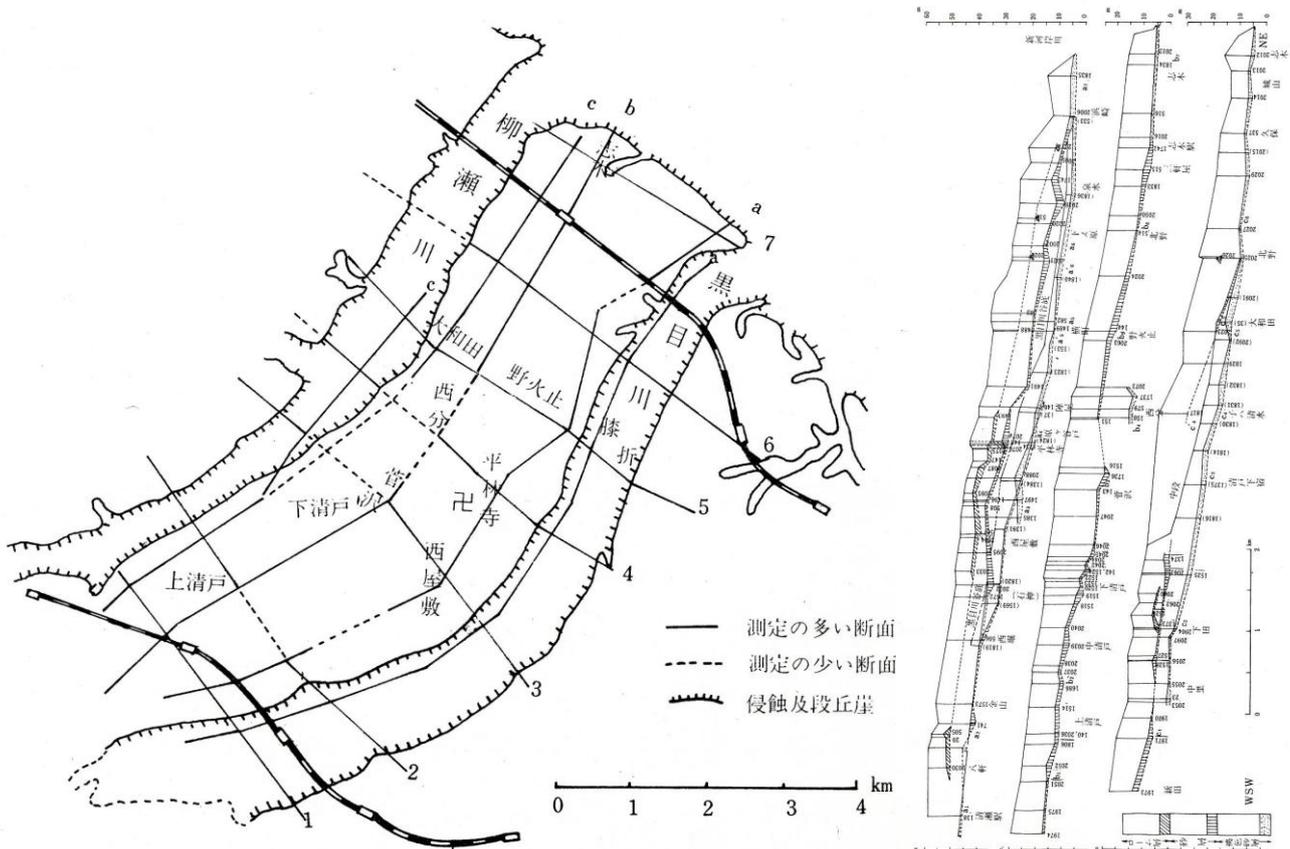


図 2-25 野火止台地の地下水系

出典:『野火止台地の地下水系統』(昭和59年(1984))

#### (4) 水質

平成 22 年度の水質調査結果(表 2-7)から、以下のことが言えます。

「生活環境の保全に関する環境基準」及び「人の健康の保護に関する環境基準」の適合状況では、野火止用水は「生活環境の保全に関する環境基準」の類型指定を受けていませんが、参考として野火止用水の流入先である新河岸川の類型(D 類型)と比較しました。適合状況は、全ての地点において調査全項目が環境基準に適合していました。

なお D 類型とは、利用目的の適応性に応じて選ばれ、工業用水 2 級(薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの)、農業用水、及び工業用水 3 級(特殊の浄水操作を行うもの)、環境保全(国民の日常生活において不快感を生じない限度)に当たります。

水質の季節変動を見ると、pH は、夏期に比べ冬期に低い数値を示す傾向が見られました。BOD は、ほぼ横ばいの傾向を示しています。SS は、都県境及び西堀分岐点において夏期に比べ冬期に低い数値を示し、保全区間終了点では、ほぼ横ばいでした。DO は夏期に比べ冬期に高い数値を示しています。(表 2-7,8)

平成 16 年度から 21 年度までの水質の変化を表 2-8 に示します。この間においては、大きな変化は見られません。

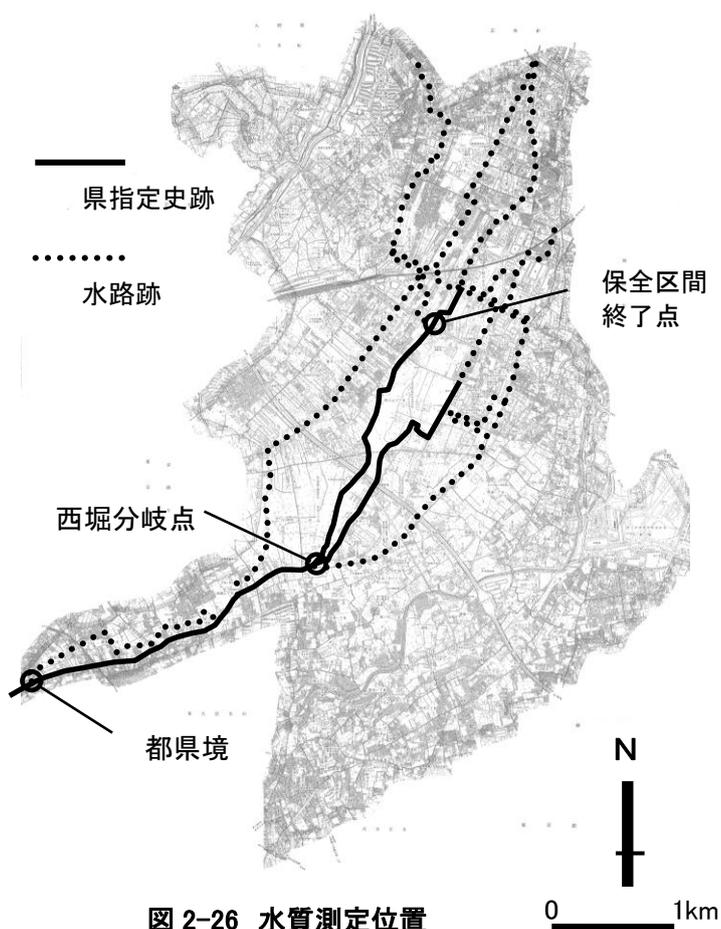


図 2-26 水質測定位置

#### (5) 災害歴

近年の地震災害では、大正 12 年(1923)9 月 1 日の関東大震災、昭和 6 年(1931)9 月 21 日の記録があります。風水害では、昭和 22 年(1947)のキャサリン台風、昭和 23 年(1948)のアイオイ台風、昭和 24 年(1949)のキティ台風、昭和 33 年(1958)の狩野川台風、昭和 41 年(1966)の 4 号台風、昭和 46 年(1971)の台風 23 号・台風 25 号・台風 29 号という連続的襲来等による柳瀬川と黒目川流域の被害が、記録として残されています。野火止用水に関する局地的災害の記録は残されていません。

表 2-7 平成 22 年度(2010)野火止用水の水質

調査地点		都県境		西堀分岐点		保全区間終了点	
測定日(西暦/月/日)		2010/ 7/20	2011/ 1/20	2010/ 7/20	2011/ 1/20	2010/ 7/20	2011/ 1/20
採水時間		10:25	10:30	9:50	9:55	9:15	9:20
調査項目	水素イオン濃度pH	7.7	7.4	7.7	7.4	7.6	7.5
	生物化学的酸素要求量 BOD(mg/L)	0.8	0.7	1.1	1.2	1.0	1.0
	浮遊物質 量 SS(mg/L)	11	4	34	7	4	5
	大腸菌群数(MPN/100mL)	11,000	24,000	79,000	4,900	49,000	7,900
	溶存酸素量 DO(mg/L)	7.6	10.4	6.4	11.2	8.3	11.9
	陰イオン界面活性剤 MBAS(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	全窒素(mg/L)	9.4	8.7	8.8	8.5	8.6	10
	亜硝酸性窒素(mg/L)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	硝酸性窒素(mg/L)	8.8	8.0	8.0	7.8	8.0	9.1
	ケルダール窒素(mg/L)	0.61	0.68	0.81	0.72	0.61	0.83
	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素 mg/L)	8.8	8.0	8.0	7.8	8.0	9.1
	全磷(mg/L)	0.22	0.27	0.30	0.23	0.24	0.24
流量(m <sup>3</sup> /s)	0.079	0.073	0.042	0.069	0.032	0.084	

出典：環境対策課

表 2-8 水質の変化

(単位：BOD、DO、SS=mg/L)

測定年度	平成 16 年 (2004)	平成 17 年 (2005)	平成 18 年 (2006)	平成 19 年 (2007)	平成 20 年 (2008)	平成 21 年 (2009)
水素イオン濃度(pH)	7.4	7.5	7.5	7.7	7.6	7.7
生物化学的酸素要求量(BOD)	1.6	2.0	2.2	1.2	1.1	1.2
溶存酸素量(DO)	9.2	10.1	9.1	9.8	9.6	9.4
浮遊物質 量(SS)	3.2	25.0	33.0	26.0	22.0	9.0
大腸菌群数(MPN/100mL)	16.3 × 10 <sup>4</sup>	5.2 × 10 <sup>4</sup>	28.0 × 10 <sup>4</sup>	13.0 × 10 <sup>4</sup>	21.5 × 10 <sup>4</sup>	13.7 × 10 <sup>4</sup>

注) 測定数値は pH、DO、SS、大腸菌群数は年度平均値、BOD は 75%値である。

出典：『統計にいざ』

## (6) 植物・植生

### ア 野火止用水沿いの植物相

昭和 48 年(1973)に野火止用水文化財調査団によって行われた調査のうち、野火止用水周辺における植物調査は、田島輝臣によって行われました。また、部分的な調査になりますが、日本住宅公団関東支社による野火止団地開発に伴い、建設に先駆けて行われた平林寺及びその周辺の自然環境に及ぼす影響調査の報告書が、昭和 51 年(1976)8 月に刊行され、「第4章 平林寺の緑—その造林学的考察—」(川名明)、「第5章 動物(野鳥、昆虫等)の生態現況調査と団地開発による動物への影響」(阿部学)の「野火止台地一帯の植物相の項に、平林寺及びその周辺の植物相、動物相(野鳥、昆虫など)がまとめられています。

概況調査では、平成 3 年(1991)3 月に、本多二丁目史跡公園横、用水分岐点から野火止四丁目の国道 254 号までの野火止用水沿いの木本類調査が、新座市文化財調査協力委員の後藤繁によって行われました。平成 6 年(1994)8 月から 9 月には、国指定天然記念物平林寺境内林の一部で現在の野鳥の森(県有地)及び野火止用水沿いの植生調査が行われています。平成 8 年(1996)3 月 20 日には、平林寺西側の野火止緑道から西堀分岐点付近までの野火止用水沿いの動植物概況調査が巢瀬司によって行われました。平成 9 年(1997)3 月 29 日には、こもれび通りから本多緑道までの野火止用水沿いに見られる野草調査が、後藤繁によって行われています。

野火止用水は昭和 49 年(1974)から 53 年(1978)に野火止用水復原対策事業、昭和 59 年(1984)から 63 年(1988)に野火止用水清流対策事業という二つの清流復活事業が行われました。水路法面の保護を目的にリュウノヒゲやササ類が植栽され、人々や車両等の転落防止や水路法面への出入りを制限し、遊歩道と民地との境の植え込みとしてサツキやオオムラサキツツジ、ベニカナメモチ等が植えられました。また、市の木・市の花として用水敷きにはモミジやコブシが植栽されました。

市単独事業による緑道や遊歩道整備事業では、サクラやヤエザクラ、ヤマブキ、ドウダンツツジ等が植えられました。整備事業等により植栽された植物のほかに、アジサイやシャガ、キショウブ、ヒガンバナ、ヤブラン、スイセン、コバノギボウシ等が、個人やグループによって緑道や遊歩道に沿って植栽された地域もあります。

平成 22 年(2010)には国道 254 号と県道新座・和光線間の用水が整備され、野火止用水敷きや水路法面、緑道や遊歩道沿いには各種の樹木・草本類が植栽されました。

サツキやツツジ、リュウノヒゲ(ジャノヒゲ)等を均一に植栽し、モミジやコブシを等間隔に植えることは公園の植栽と同様であり、二次的自然の景観を保っているとはいえません。また、宅地・工場用地・荒地では、従来見られた畑地の草本類が、次第に外来植物に置き換えられつつあります。市の保存樹木ケヤキ等も数を減ずるとともに孤立化し、雑木林や屋敷林は切り開かれ、急激な都市化に伴い、植生は大きく変化し、伝統的な景観は急速に失われつつあります。

整備以後に生じた外来植物や在来植物と植栽植物が混在し、定期的な草刈りや剪定・伐採が行われている用水の岸辺が現在の用水の景観です。そこで、過去における整備等によりどのような植栽が行われたかを表 2-9 で示します。

表 2-9 野火止用水沿いの主な植栽植物

	ゾーン	植栽の区分	樹種等
本 流	新堀三丁目 約 870m	高木	コブシ、モミジ
		中低木	サツキ、ベニカナメモチ
		地被類	アヤメ、リュウノヒゲ、ササ類
	新堀二丁目 約 500m	高木	モミジ
		中低木	サツキ、ベニカナメモチ
		地被類	リュウノヒゲ、ササ類
	新堀一丁目 約 380m	高木	サクラ、モミジ
		中低木	サツキ
		地被類	リュウノヒゲ、ササ類
	西堀二丁目 約 750m	高木	サクラ、ヤナギ、モミジ
		中低木	サツキ
		地被類	
	西堀一丁目 約 600m	高木	モミジ、コブシ、サルスベリ
		中低木	サツキ、オオムラサキツツジ
		地被類	
	本多一丁目 約 1,100m	高木	サクラ、ヤエザクラ、モミジ
		中低木	ヒイラギナンテン、サツキ
		地被類	オカメザサ
野火止二丁目 約 260m	高木	未整備	
	中低木	未整備	
	地被類	未整備	
野火止三丁目 約 1,150m	高木	サクラ、シダレザクラ、キンモクセイ	
	中低木	ヤマブキ、サツキ、オオムラサキツツジ、ドウダンツツジ、アジサイ	
	地被類	シャガ、ヒガンバナ、ヤブラン、キシノウブ	
野火止四丁目 約 400m	高木	サクラ	
	中低木	アジサイ、サツキ、ツツジ	
	地被類		
野火止六、七 丁目 約 500m	高木	ソメイヨシノ、カワヅザクラ、コナラ、イロハモミジ、エゴノキ、サルスベリ、コブシ、ハナミズキ、ヤマモミジ、ヤマボウシ、キンモクセイ、ベニカナメモチ、サンシュウ、ハナモモ、ロウバイ、トサミズキ、ネムノキ、ナナカマド	
	中低木	ガクアジサイ、ヤマハギ、ヤマブキ、ドウダンツツジ、ヒラドツツジ、オオムラサキツツジ、サツキ、ツツジ、クリシマツツジ、アキグミ、ユキヤナギ、ネコヤナギ、コリヤナギ、センリョウ、マンリョウ	
	地被類	ツワブキ、ヤブラン、ヒメシャガ、セキショウ、ヨモギ、ユキノシタ	
平 林 寺 堀	本多一丁目 約 1,120m	高木	コブシ、サクラ、モミジ
		中低木	サツキ、ドウダンツツジ、レンギョウ
		地被類	
	野火止二丁目 約 400m	高木	サクラ、コブシ、モミジ
		中低木	
		地被類	
野火止三丁目 約 1,120m	高木	サクラ、モミジ	
	中低木		
	地被類	スイセン、コバノギボウシ	

	ゾーン	植栽の区分	樹種等
整備 水路	野火止六丁目 約 500m	高木	アラガシ、ヤマボウシ、シャラ、サルスベリ、ヤマモミジ、コナラ、ソヨゴ、タワラグミ、アセボ、キンモクセイ、セイヨウバクチノキ、コブシ、トサミズキ、エゴノキ、ヒメシャラ、モミジ
		中低木	ユキヤナギ、クチナシ、オオムラサキツツジ、クルメツツジ、サツキ、ヤマブキ、クリシマツツジ、アジサイ、ドウダンツツジ
		地被類	ツワブキ、ヤブラン、フッキソウ、セキショウ、ギボウシ、ヒペリカムカリシナム

平成 22 年度(2010)に実施した野火止用水の自然環境調査により確認された植物は、7 地点で 79 科 264 種でした。これに既存資料で確認されている 35 科 77 種を加えると、81 科 292 種となります(表 2-10)。

対象地は、全体に開けた明るい環境が多く、植物の生育環境としては比較的単純です。そのため、スギナ、イヌワラビ、エゾノギシギシ、セイタカアワダチソウ、ハルジオン、メヒシバ等の明るい場所を好む荒地雑草や、ヒヨドリジョウゴ、サルトリイバラ、カラスウリ等の林縁を好むツル植物等が多く見られました。また、各種整備事業等により植栽されたヤマブキ、ジャノヒゲ属の園芸品種等の栽培種が多いことも特徴であるといえます。

一方で、特に下流側では本多のコナラ林や平林寺境内林といった大規模な樹林地が隣接し、タチツボスミレ、アズマネザサ、ヒメカンスゲ、ギンランといった雑木林等の林内を生育の中心とする種も見られました。また、ナガバヤブソテツ、ベニシダ、オクマワラビ、ヤマイタチシダといった暗い環境を好むシダ植物も、素掘り水路の壁面や常緑樹の下等に局所的に生育していました。

貴重種として、ギンランとタカネマスカサとアマナが確認されました(表 2-11)。また、貴重な植物群落として、本多のコナラ林と平林寺境内林があります(表 2-12)。

表 2-10 確認植物種の内訳

(資料編参照)

分類		現地調査		既存資料 (水路内)		合計	
シダ植物門		9科	26種	4科	4種	9科	26種
裸子植物門		1科	1種	0科	0種	1科	1種
被子 植物門	双子葉 植物綱	離弁花類	42科 111種	15科 27種	43科 120種		
		合弁花類	17科 59種	10科 26種	18科 70種		
	単子葉植物綱		10科 67種	6科 20種	10科 75種		
計			79科 264種	35科 77種	81科 292種		

表 2-10 出典:『野火止用水自然環境調査及び平林寺林泉境内調査』(平成 23 年 3 月)

表 2-11 貴重種の一覧

(資料編参照)

No	種名	学名	埼玉県RDBランク	備考
1	タカネマスクサ (カヤツリグサ科)	<i>Carex planata</i>	絶滅危惧Ⅱ類	調査地点No.7
2	ギンラン (ラン科)	<i>Cephalanthera erecta</i>	絶滅危惧ⅠB類	調査地点No.7
2	アマナ (ユリ科)	<i>Tulipa edulis</i>	絶滅危惧ⅠB類	既存資料

表 2-12 野火止用水・平林寺周辺の希少な植物群落

群落の位置	群落名	植生の種類	ランク	備考
新座市 本多	本多のコナラ林	コナラ群落	消滅の危険が増大して いる群落	
新座市 野火止	平林寺境内林	コナラ群落 アカマツ群落	現時点で消滅する危険 性は少ないが、減少傾向 が継続した場合消滅の 危険性が生じる群落	国指定 天然記念物

表 2-11,12 出典:『野火止用水自然環境調査及び平林寺林泉境内調査』(平成 23 年 3 月)



図 2-27:タカネマスクサ(左)、ギンラン(右)

出典:『野火止用水自然環境調査及び平林寺林泉境内調査』(平成 23 年 3 月)

## イ 国指定天然記念物平林寺境内林

平林寺は野火止用水に沿ったいわゆる武蔵野にある禅寺であって、近時急速に開発された東京近郊において今なお静寂な雰囲気を保っています。約 40ha の境内には武蔵野の二次林であるクリ、コナラ、クヌギ、アカマツの林が残存し、一部林床はクマザサに覆われています。多摩丘陵以東のいわゆる武蔵野において今日ほとんどみられないクリ、コナラを中心とした自然の残されたものとして貴重です。アカハラ、ルリビタキ、アオゲラ、カケス等各種の鳥類約 40 種が繁殖地あるいは中継、越冬地として利用しています。

天然記念物に指定されて以来、武蔵野野鳥の会・平林禅寺の自然と文化を守る会が、境内林の木本調査、草本調査、動物・昆虫類の所在確認調査、カラスの飛来数調査等の各種調査を行ってきています。境内林は、コナラを主体とする林、アカマツを主体とする林、スギを主体とする林、モウソウチクを主体とする林、建物周辺の庭園樹木を主体とする地域等に大別できます。平成 12 年(2000)の調査では、60 科 162 種の本木類が確認され、平林寺の植生を特徴づける優占度の高いものが 11 種、特徴づけるが優占度の低いものが 20 種、庭園樹木として建物周辺に植栽されている樹木が 11 種、庭園区域以外に植栽又は植林された樹木が 43 種、元々は植栽種ですが鳥等によって種子が散布され林内に自生が認められるものが 85 種でした。

雑木林は農業の営みとともに、農用林として維持管理され、薪炭や堆肥を作り出す場として暮らしに密接に関わってきましたが、近年、生活様式の急変により農用林としての雑木林は価値を失って放置され、林床にはササ類が繁茂し、植生遷移が進み構成種が変化しつつあります。

このような状況を踏まえ、新座市では、野火止用水(本流)に隣接する総合運動公園内緑地(本多のコナラ林)において、萌芽更新による雑木林の管理手法を取り入れ、実施しています(図 2-28)。



図 2-28 萌芽更新の取組

## (7) 動物

### ア 陸上動物

市内で鳥類が多く見られる場所は、平林寺境内のほか、段丘崖に残されている林地と平地に残る雑木林等です。しかし、これらの林地の減少とともに鳥類の数は激減しています。平林寺境内林はカラスのねぐらとして、多い時には 1 万羽を越えた時期もあり、「サラリーマンカラス」として知られました。多くはハシブトガラスですが、ハシボソガラスも見られます。イタチ等の小哺乳動物は全く姿を消していますが、タヌキが市内の各地で目撃され、平林寺境内でも目撃されています。比較的に見られるのがモグラ類であり、イエネズミやドブネズミ等の有害小動物が宅地化とともに移り住むようになってきました。かつて数多く見られたシマヘビやアオダイショウ等のヘビ類、アマガエルやヒキガエル等のカエル類も急激に姿を消しています。また、生態系が乱されたためか、昭和 60 年(1985)に国指定天然記念物平林寺境内林においてヤマダカレハが異常発生しました。

表 2-13 聞き取り調査等による昭和 20 年代の野火止用水とその周辺で見られた生き物

	呼び名
魚類	ゲバチ(ギバチ、ギンギョバチ、ギギ)、アカツバラというハヤ(アカハラ(ハヤ))、バカツパヤ(ヤマベ)、ハヤ、アユ、タナゴ、ドジョウ、オカンコドジョウ、ウナギ、ナマズ、クチボソ、ダボハゼ、コイ、フナ、カジカ、メダカ
貝類	シジミ、カワニナ、タニシ、カラスガイ
甲殻類	サワガニ、ザリガニ、カニ、カワエビ
爬虫類	カガミツチョ(トカゲのこと)、ヘビ、シマヘビ、ヤマカカシ、ジムグリ、アオダイショウ
両生類	カエル、オタマッコ(オタマジャクシのこと)、アカガエル、アオガエル、シマガエル、ガマ(ガマガエル)、ヒキガエル、ヤモリ、トノサマガエル、イボガエル、アマガエル
昆虫類等	カブト、サイカチ、オオクワガタ、コクワガタ、ゲンゴロウ、ホタル、ゲンジ、ヘイケ、ミズスマシ、カミキリ、ニラムシ、カナブン、クロアゲハ、オオムラサキ、キアゲハ、ムラサキアゲハ、アゲハ、モンシロ、モンキ、シジミ、シャクトリムシ、ヤブツカ、ボウフラ、ブユ、アブ、アシナガバチ、ジバチ、スズメバチ、ミツバチ、ベンジョバチ、アブラゼミ、ミンミンゼミ、カナカナ、マツゼミ、アメンボ、バッタ、トノサマバッタ、コオロギ、ベンジョコオロギ、マツムシ、スズムシ、キリギリス、ガチャガチャ、オケラ、カネタタキ、トンボ、ギンヤンマ、オニヤンマ、オオヤマトンボ、ヤンマ、シオカラ、イトトンボ、オハグロトンボ、アカトンボ、トカゲ(カマキリのこと)、ハサミムシ、カゲロウ、クモ、ジグモ、デンデンムシ
鳥類	タシギ、カワセミ、ヤマシギ、キジ、ムクドリ、アイガモ、カルガモ、カッコウ、コゲラ、オナガ、ヒバリ、モズ、ウグイス、メジロ、ホオジロ、コジュケイ、スズメ、ツバメ、ヒヨドリ、トンビ、ノズリ、シラサギ、ハト、キジバト、カモ
哺乳類	ムジナ、イタチ、キツネ、タヌキ、ネズミ、モグラ、ノネズミ、ドブネズミ、ノウサギ

出典:

『新座市史』第 4 巻民俗編「思い出の民俗」 埼玉県新座市 昭和 61 年(1986)2 月 15 日

『野火止用水講座記録集 新座市立歴史民俗資料館事業経過報告(別冊)〈講座記録〉』「1. 用水をめぐる人々—近・現代の証言」 歴史民俗資料館 昭和 62 年(1987)3 月 30 日

『伝承文化記録集「水利用の生活と技術」水車(Ⅰ)』 新座市立歴史民俗資料館 平成 5 年(1993)3 月 27 日

「水利用の形態と伝承」平成 6 年(1994)から 9 年(1997)にかけて生涯学習課が野火止用水を中心に行った聞き取り調査の資料

平成 18 年(2006)5 月 23・24 日、野火止用水文化的景観に関する調整に訪問した際の会話内容をまとめた資料

※ 調査により得た名称は、原文のままとし、( )内は、他の話者の名称を加えた。また、(～のこと)は名称について確認した一般名称

## イ 水生生物

昭和 59 年(1984)から実施された野火止用水清流対策事業による流れが復活した後、徐々にコガタシマトビゲラ等の水生昆虫が生息するようになったとともに、付近の住民等によって金魚やコイの放流が行われました。昭和 60 年(1985)2 月になって一部の流域で不快昆虫であるユスリカの大発生が起り、苦情が寄せられました。東京都では、5 月になってユスリカ対策の一環として、幼虫の天敵であるコイ、フナ、モツゴ、ドジョウ約 5 千匹の放流が行われました。このような経緯がありましたが、平成 22 年度(2010)に自然環境調査を実施した結果、魚類は調査地点全体で 1 目 1 科 5 種を確認しました(表 2-14)。確認された魚類は、河川の中・下流域に一般的に生息する種でしたが、外来生物法で要注意外来生物に指定されているタイリクバラタナゴも確認されました。また、底生生物は調査地点全体で 7 綱 14 目 23 科 43 種を確認しました。分類群別では昆虫綱が 31 種で全体の約 72%を占め構成の主体となっていました。現地調査で確認された魚類及び底生生物から下表に示す選定基準で貴重

種の選定を行った結果、「埼玉県レッドデータブック 2008 動物編」で絶滅危惧Ⅱ類に指定されているオオシロカゲロウ、準絶滅危惧に指定されているカワコザラガイ、絶滅のおそれのある地域個体群に指定されているナミウズムシの3種が確認されました。

表 2-14 魚類調査結果

(資料編参照)

No	目名	科名	和名	学名	No.1		No.2		No.3		No.4		No.5		No.6		No.7	
					夏季	秋季												
1	コイ	コイ	コイ	<i>Cyprinus carpio</i>	2	1	4	2	2							1		
2			コイ(ニシキゴイ)	<i>Cyprinus carpio</i>		2		1							1			
3			タイリクバラタナゴ	<i>Rhodeus ocellatus ocellatus</i>		1												
4			オイカワ	<i>Zacco platypus</i>									2				1	
5			カワムツ	<i>Zacco temminckii</i>	10	3	1	5	10	2	1	3	30	3	30	3		
			個体数		12	7	5	8	0	12	2	1	3	32	4	31	3	1
			種類数		2	4	2	3	0	2	1	1	1	2	2	2	1	1

出典:『野火止用水自然環境調査及び平林寺林泉境内調査』(平成 23 年 3 月)



図 2-29:オオシロカゲロウ(左)、カワコザラガイ(中)、ナミウズムシ(右)

出典:『野火止用水自然環境調査及び平林寺林泉境内調査』(平成 23 年 3 月)

### (8) 野火止用水によってもたらされた生物

表 2-9、13 等でみてきたような野火止用水に生息する生物は、多摩川の水が玉川上水を下り野火止用水に流れ込んでいた当時は、玉川上水と一致していたと考えられます。水辺の生態系として特徴的なものとは言えませんが、本来、水の乏しい台地中央部にこのような生態系は展開しません。野火止用水が開削されなければ、ここには存在し得ない生物であり、特徴的な種こそ存在しないものの、台地上にこのような動植物が存在すること自体が特徴的な現象と捉えられます。

後述する昭和 20 年代の証言にもあるように、野火止用水にはホタルが生息していましたが、汚濁化とともに見られなくなりました。現在、ホタル復活の市民活動もありますが、そもそも野火止用水が存在しなければ、台地中央部でホタルを見ることすらできなかったでしょう。ごく当たり前に水辺の景観を享受していますが、野火止用水開削以前にこのような光景が存在したとは考えられません。

### 3 かつての暮らしと野火止用水

#### (1) 用水を利用した生活の証言と写真

かつての暮らしに関する聞き取り調査の結果と写真から、昭和時代前半まで生活水として利用されていた野火止用水の姿を見ていきます。

資料【A】:『野火止用水をめぐる人々ー近・現代の証言ー』(昭和 62 (1987)年 3 月) T 氏(新堀川・明治 28 年(1895)生)、H 氏(陣屋堀・大正 15 年(1926)生)、I 氏(平林寺堀・明治 42 年(1909)生)、A 氏(本流(志木市)・大正 11 年(1922)生)による座談会から

資料【B】:『伝承文化記録集 水利用の生活と技術 水車(Ⅱ)』(平成 3 年(1991))の H・T 氏による「野火止用水(菅沢堀)について」から

資料【C】: 16mm 映画『野火止に町あり』から(昭和 30 年(1955)公開、撮影時期は昭和 20 年代)

資料【D】:新井康一『野火止用水』から(昭和 27~29 年(1952~54)頃撮影)

資料【E】:『野火止用水講座記録集』(昭和 62 年(1987)3 月)

資料【F】:新座市教育委員会所蔵資料(昭和 30~40 年代撮影)



図 2-30-1 屋敷前の用水 (昭和 40 年代)【F】

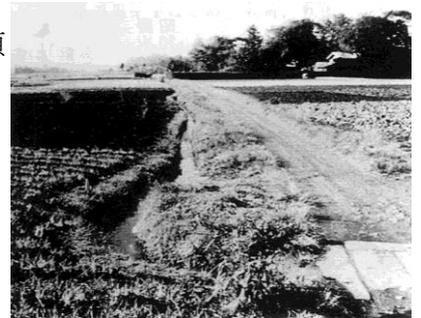


図 2-30-2 道路脇を流れる用水【D】



図 2-30-3 ドンドン【D】



図 2-30-4 呼び井戸(竹管で用水を引きこんだ溜め池)【E】



図 2-30-5 平林寺の門前【C】

#### ア 用水の呼び方

- ・ 明治時代終わりの頃は、野火止用水ではなく「新堀川」と呼んでいた。その前は八軒堀と呼んでいた。松平信綱が新田開発をした頃は周りに 8 軒しか家がなかったから。(T 氏)【A】

#### イ 用水の設備

- ・ 水路は土の素掘りで、石やコンクリートは使われていなかった。【B】
- ・ 川は、ところどころにある「ドンドン」という堰で流れを仕切られていた。約 20cm の落差を乗り越えて、無数の泡を踊らせていた。小魚や巻貝がたくさんいた。ドンドンは木作りで長持ちした。【B】
- ・ 北側の家では、川から 100m も離れているため、ほとんどの家が「呼び井戸」という池を持っていた。【B】
- ・ 川沿いに水車もあった。水車は主に製粉に利用していた。野火止台地は小麦の生産地だったので、うどんがおいしかった。(I 氏)【A】

#### ウ 日常的な利用

- ・ 野火止用水は農家の生活用水として利用されてきた。飲料水、洗濯、農産物の洗い、動力として、防火用水として 300 年にわたって生活に密着していた。【B】
- ・ 今(昭和 62 年(1987))の水路は生活に密着していないから平面的だが、用水を実際に利用していた時は、家の前に堰があった。井戸よりも水が汲みやすかった。(H 氏)【A】
- ・ 南の方では、川は 1 軒 1 軒の家のお勝手を通っていた。そこで手を

洗ったり水を汲んだりしていた。(T氏)【A】

- ・ 井戸の水は貴重なので、顔を洗う等には使わせてもらえなかった。井戸の水の方が温かいのだが、川で洗っていた。(H氏)【A】
- ・ 川の水はとても冷たくて、冬になるとお母さんは洗濯等で手が荒れて本当に気の毒だった。川は子どもが乗っても大丈夫なくらい凍ることもあった。ただ、その下は流れていた。(I氏)【A】
- ・ 川の縁にある川棚(カワダナ)は道路に近いので、近くの人が通り、前の家の人も出てくるため、一つの社交場でもあった。【B】
- ・ 集落は典型的な農村集落で、道路が東北より西南に走っているため、各家は南東向きに建てられていた。道路を挟んで南側と北側に住宅があり、いずれも住宅は背の高いケヤキ、カシ等の防風林に囲まれていた。そのため、道路の北側の家では、南側の防風林の日影を避けて日当たりを良くするために、道路から100mくらい北に家を建てて、家の前に作業用の庭を置いていた。【B】
- ・ 子どもの時は、水に入って遊んだりスイカを冷やしたりしていた。(H氏)【A】
- ・ 周辺には田んぼはなかったが、畑は肥えていて何でも収穫できた。(H氏)【A】

## エ 行事・信仰

- ・ 年末には、お正月のお餅つきのために一斉に米とぎが始まった。(H氏)【A】
- ・ 用水路に水神様をつくり、お辞儀をしてから水を使っていた。(T氏)【A】

## オ 掟・決まり事

- ・ 川ざらいは各部落から必ず出なければならない掟のようなもので、終わってから酒を飲む等、部落のコミュニケーションもはかられていた。(H氏)【A】
- ・ 昭和39年(1964)頃までは年に1回、旧盆の頃に川ざらいをしていた。泥をあげたり、周りに生えている草を刈ったりして、水の通りを良くしていた。その時は水を抜くので、子どもたちは魚が獲れてはしゃいでいた。(T氏)【A】

## カ 用水の生き物

- ・ トンボもホタルも相当いた。トンボは生まれてくるところから見られたし、ホタルは家の中まで入ってきた。(H氏)【A】
- ・ 水がきれいなので昆虫類が多くいた。トンボ、アメンボ、カエル、カニ等。子どもたちは自然観察をしていた。(T氏)【A】
- ・ 生態系は多摩川と同じで、いろいろな生物が住んでいた。【B】



図 2-30-6 川棚で洗い物【D】



図 2-30-7 川棚と橋【C】



図 2-30-8 川越街道沿いの用水端で水汲み【E】



図 2-30-9 用水脇の大タライで野菜洗い【D】



図 2-30-10 野菜洗い【D】



図 2-30-11 川越街道近くの  
本流【C】

## キ 災害・病気

- ・ 大雨の時は、多摩川の石灰質が溶けて、白く濁った水が流れてくるので大変だった。道路から水が流れた時は赤黒く濁った。こうなると水を飲んだり米をといだりできないので、水をこした。どの家にも樽と砂利でつくった水こし器があった。(T氏)【A】
- ・ 用水は常に平和に流れているわけではなく、大雨の時は川が溢れて、一面湖のようになることもあるし、ゴミが橋につかえたこともあった。【B】
- ・ たまに川の事故はあったが、大事に至ることはなかった。危険だから川に蓋をする等、当時の人が聞くとナンセンス。春の小川の流れの美しさ、夏の涼やかさ、秋の紅葉を写した川面、冬の氷に光る流れと、川の美しさはいつまで見ても飽きなかった。【B】
- ・ 川を洗濯にも使っていたため、明治 43 年(1909)に上流から下流へと伝染病がはやった。(T氏)【A】
- ・ 川は防火用水としても便利だった。川の水が濁れた冬の火事は大変だった。(H氏)【A】



図 2-30-12  
川越街道の用水【C】



図 2-30-13 芋洗い  
(昭和 35 年(1960)頃)【F】

## (2) 野火止用水を利用したかつての暮らし

証言や写真から得られる情報には、時期や地域による差異があると考えられますが、野火止用水を生活水として利用した暮らしを復元していきます。井戸や水車については後述します。

まず、野火止用水は「川」と呼称されていたことが特徴的です。野火止用水が人工物であるとの認識はあったものの、その存在があまりに自然のものとなっており、「川」とも呼称されるようになったと推測されます。また、上記の証言以外に、昭和 18 年(1943)の「埼玉県史蹟名勝天然記念物調査」の際は「伊豆殿堀」として候補に挙がり、昭和 19 年(1944)の指定時には「野火止用水」とされています。この変更の経緯は不明ですが、野火止用水を開削した松平伊豆守信綱を称えた「伊豆殿堀」という呼称も当時存在したことがうかがえます。

用水の利用法は、場所によって差があったことも読み取れます。家の前に堰があった所もあれば、家のお勝手を通っていたという所や、用水から離れた家では「呼び井戸」(P54 参照)を持っていた所もあります。野火止用水を生活水として利用していたのは、用水沿岸の家々だけでなく、数 10m から 100m 以上離れた家までもが利用圏であったと捉えられます。

次に、水路は素掘りのままであり、護岸されておらず、定期的に浚渫が必要であったことがわかります。この浚渫は、地域の人々が協力して実施する用水の維持管理であり、交流と結束の場としても機能したと捉えられます。また、日常的な利用に際しても、「ドンドン」や川棚には近



図 2-30-14 野菜の泥おとし  
(昭和 37 年(1962)頃)【F】



図 2-30-15 野菜の泥おとし  
(昭和 37 年(1962)頃)【F】

所の人が集まり、社交場であったことも読み取れます。このように、用水には水を流すという本来の機能以外に、地域の紐帯としての役割もあったと指摘できます。川越街道沿いの野火止用水については、大正時代にU字形溝になりました。

野火止用水には様々な生き物が生息していたことも読み取れます。特に、ホタルがいたという証言から、ホタルが食べるカワニナが生息していたことや、水の流れが清らかであったことがわかります。ホタルは本来、台地中央部には生息するはずのない種であり、野火止用水開削によってもたらされた生物の代表とすることができます。

大雨の時等、水色に変化のあった場合は、使用中止や水こし器の使用をしたとの証言がありますが、逆にそれ以外の場合は日常的に利用していたと捉えられます。様々な証言からは、用水で洗いものや洗濯をしつつも、米をといでいる人もいるという状況が分かります。当時の人々は、用水の水は清らかなものであると認識していたのかもしれませんが、野火止用水以外に豊富な生活水はなかったことから、日常的に利用している用水が感染経路となり、伝染病が流行ったという証言もこれを裏付けています。水道が普及してくる昭和30年代になると、用水の飲用水としての利用は減り、収穫した野菜の泥おとしに使用されました。

昭和時代前半には正月に餅を食べる習慣があったと読み取れます。水神様を祀るようになったのは、水が清らかに保たれるようにとの願いであったと推測できます。また、大雨の時に洪水が起こったり、稀に人が落ちたりする等の事故が起こったことから、危険を認識しつつも、生活水である用水を利用しにくくするような蓋かけは考えられなかったようです。

以上のように、野火止用水は周辺の人々の生活に密着したものであり、「命の水」として機能し、地域を支えていたことが分かります。

### (3) 井戸の使用

野火止用水以外にも、この地域には地下水を利用するために井戸が掘られていました。宝永2年(1785)の野火止宿・菅沢村・北野村・大和田町明細帳に井戸の書上げがあり、野火止宿に5か所、北野村に1か所が記録されています。江戸時代、井戸は貴重な水資源であったと考えられます。

昭和19年(1944)にまとめられた新座市史調査報告第8集『野火止台地の地下水系統』によれば、「野火止台地の大部分の場所の地下水面(井戸底もほぼ同様)の深さは14m以内で西部武蔵野台地に比してむしろ浅い位で、当時としても井戸建設が不可能であったからではない。」としています。さらに、「農村において一度あるものに依存すると、たとえ不便、不利であっても容易に他のものに転換しない例である。」と結んでいます。証言の中には、井戸の方が用水よりも水が汲みやすく、温かいのですが、貴重なので、顔を洗う等には使わせてもらえなかった、というものもありました。

井戸が個人的に掘削され使用されるようになるのは、地域によって異なりますが、昭和20年代から30年代前半頃です。井戸の大半は深さが数mから十数mの浅井戸と呼ばれる井戸で、地域によっては渇水期にかれることもあったといえます。濁ることがなく、止まることなく、いつでも主屋の前で汲むことができ、掘削が比較的安価でできる、といったことが井戸の掘削を流行らせた要因と思われます。この頃は菅沢西分に簡易水道が整備され、各地に簡易水道の整備が進んでいる時期に符合しており、井戸の生活水としての使用は短期間で終わってしまいます。水道の普及以外に、多くの井戸が掘削され、渇水期に水がれして用をなさないことが頻発したことも原因に挙げられます。

#### (4) 生業の景観－水車の利用

新座市内を流れる黒目川・柳瀬川の両河川から引水された用水と野火止用水のそれぞれの流域には、証言で得られた数よりも多く、確認されているだけで34か所の水車が所在しました。このうち、野火止用水流域では20か所余りの所在が確認されています。

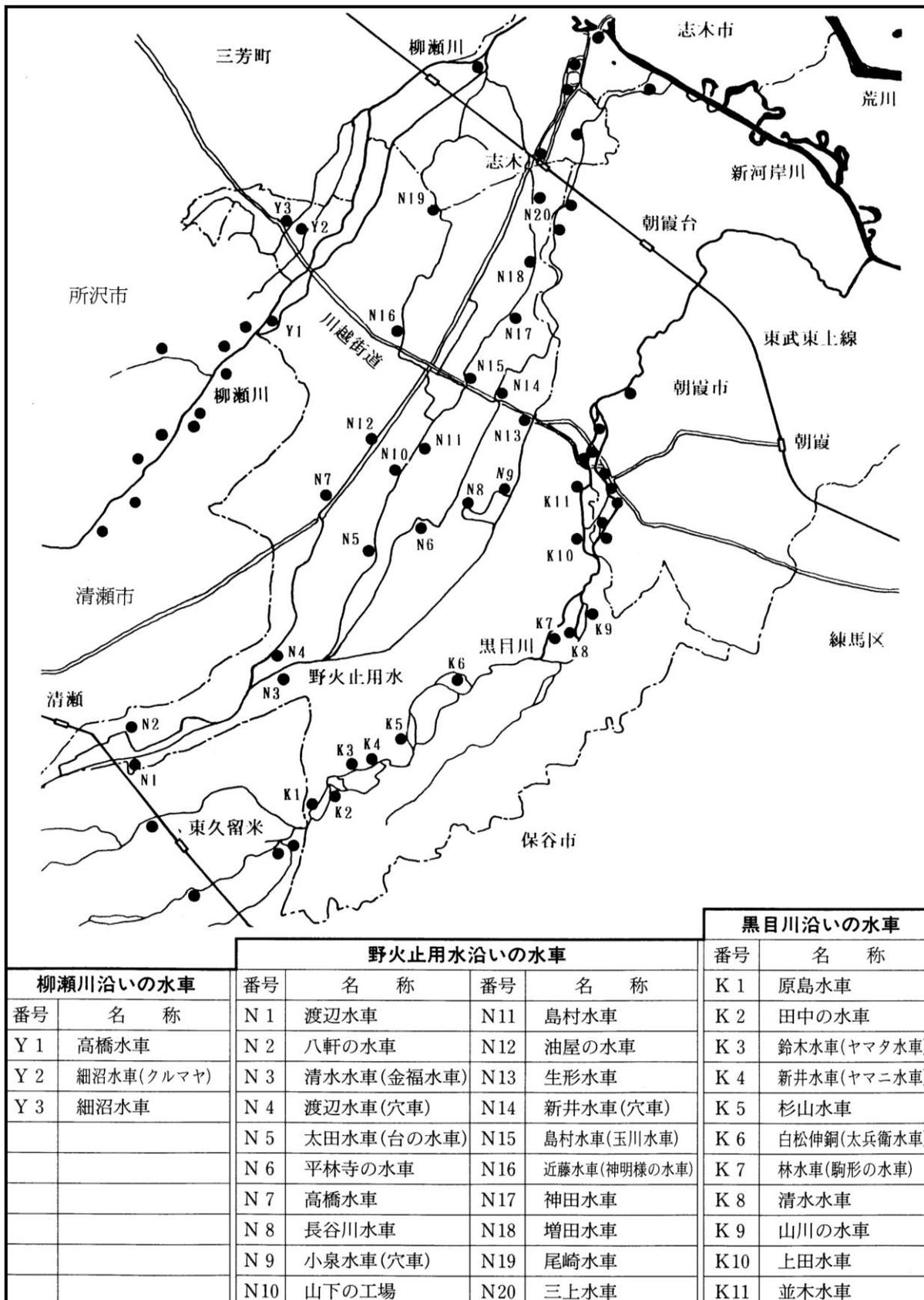


図 2-31 用水沿いの水車分布図 出典:『伝承文化記録集(水利用の生活と技術 水車-(I))』

表 2-15 明治・大正・昭和時代の野火止用水沿いの水車一覧(新座市内) 名称は図 2-31 に対応

名称	呼び名	形態	使用内容	水系	所在地	規模
渡辺水車(N1)			大正末、針金工場、アルミ砕粉 その後、穀搗き	本流	新堀	直径約 3m 幅 1m
八軒の水車(N2)	西堀八軒の水車		花火、その後、昭和 10 年(1935)頃から 搗き 昭和 25、26 年(1950、51)頃廃業	八軒廻し堀	新堀	直径 2 丈 杵 24 本
清水水車(N3)	カネフク(金福)水車、(長谷川さんのコナ車)		製粉・製麦 昭和 27 年(1952)廃業	本流	西堀	
渡辺水車(N4)		穴車 上掛け	搗き?	菅沢・北野堀	西堀	杵 6、臼 2
太田水車(N5)	台の水車		製粉・製麦から針金工場に転進し、次に 精米場(米・麦等の穀搗き) 戦前の頃は稼働していた。	本流	野火止	搗き棒 12 本
平林寺の水車(N6)			移転後まもなくの創設と伝えられ、明治 26 年(1893)の存続願に対する期間延長 の許可書が平林寺に残されている。	平林寺堀	野火止	
高橋水車(N7)	菅沢お茶の水車		麦・米・粟・稗等の搗きから大正 4 年 (1915)に機械製茶業へ転進し、昭和の 初めまで稼働	菅沢・北野堀	菅沢	杵 5 本位
長谷川水車(N8)				陣屋堀	野火止	
小泉水車(N9)	陣屋のくるまや(小泉さんの穴車)	穴車	製粉・精米・製麦 戦前の頃は稼働していた。	陣屋堀	野火止	直径 1 丈 5 尺位、 幅 2 尺位 杵 10 本位、臼 2
小林工場(N10)	山下の工場	穴車	昭和 7、8 年(1932、33)頃から真鍮加工、戦争前後まで	本流	野火止	直径 3 間位
島村水車(N11)				本流	野火止	
	油屋の水車(N12)			菅沢・北野堀	菅沢	
生形水車(N13)	(横町の車)	下掛け	搗き	陣屋堀	野火止	直径 2 間半位
新井水車(N14)		穴車	関東大震災の何年か前まで粉挽き	平林寺堀	野火止	直径 5m 位 杵 4・5 本
島村水車(N15)	玉川水車(玉川の工場)		明治 10 年(1935)頃から製粉、その後昭和 13 年(1938)にタービンを導入し伸銅、 金属製粉	本流	野火止	
近藤水車(N16)	神明様の水車	穴車	製粉・精米・製麦、麦搗き 昭和 20 年(1945)頃まで、蕎麦・米搗き	菅沢・北野堀	野火止	直径 1 丈 5 尺位 杵 5 本位、臼 2
神田水車(N17)		下掛け	昭和 10 年(1935)頃開業し、昭和 25 年 (1950)に廃業 製粉、蕎麦・小麦・大麦の搗き、挽き	本流	東	直径 3 間位、幅 3 尺位 杵 10、臼 1
増田水車(N18)	大帖(オオバケ)水車 ハリガネ工場		明治 39 年(1906)7 月 20 日に、増田さん が動力を併用し、伸鉄を行う。 昭和 15・16 年頃まで。針金工場と呼ばれていた。	本流	東	
尾崎水車(N19)				菅沢・北野堀	新座?	
三上水車(N20)	藤次郎水車		搗き屋	本流	東北?	
土屋水車			燃糸	八軒廻し堀		
	燃糸の水車	下掛け	燃糸。明治 42 年(1909)に止め、その後、 吉田さんが大正 3 年(1914)頃まで	菅沢・北野堀		直径 3m 位、幅 40 ~60cm 位

出典:『伝承文化記録集(水利用の生活と技術 水車-(I))』

野火止用水流域では、引又村(現在の志木市)の河岸の水車(現在、「下の水車」と呼ばれています。)は創設が宝暦14年(1762)とされ、天明8年(1788)の記録には見られませんが、安政6年(1859)の「野火止村用水路水車場掛方控」によれば、次いで野火止村(現在の新座市)の豊吉が安永3年(1774)に創設し、さらに天明2年(1782)に大岱村(現在の東村山市)半次郎の水車(現在は恩多野火止水車苑として整備されています。)が創設されています。

天明8年(1788)の記録では、野火止用水流域に7か所であった水車場は、安政6年(1859)の記録では13か所に増加しています。いずれも杵と臼を備えているところから精米・精麦・製粉を行う動力として稼働し、江戸時代後期の頃から野火止用水流域各村の主要な生産品となった小麦を製粉し、江戸へ出荷するために水車製粉の技術がもたらされ、発展していったものと考えられます。水車製粉した小麦粉で作ったうどんが名物であったという証言もありました。

表 2-16 天明8年(1788)野火止用水の水車

郡名	村名	稼ぎ人	杵	臼	創設年代	西暦	冥加永	領主	市名
新座	引又	太兵衛	14	1	宝暦12年	1762	750文	高崎藩	志木
新座	引又	平右衛門	10	1	明和7年	1771	1貫	高崎藩	志木
新座	引又	勝五郎	10	1	安永5年	1776	1貫	高崎藩	志木
新座	菅沢	忠吉	10	1	安永7年	1778	500文	高崎藩	新座
新座	野火止	又八	5	1	安永8年	1779	500文	高崎藩	新座
入間	大岱	半次郎	10	1	天明2年	1782	197文	飯塚常之丞	東村山
新座	浜崎	惣右衛門	5	1	天明6年	1786	免除	飯塚常之丞	朝霞

出典:「上水記」をもとに作成(『新座市史』第5巻通史編「水車稼ぎの展開」)

水車の動力を利用した伸銅業は、『朝霞の文化財』第3集(昭和42年(1967))の「伸銅工業略史」によれば、1800年代の前半頃に膝折村(現在の朝霞市)の黒目川流域を中心に発生しました。その後、野火止用水流域の水車も伸銅・伸鉄等を行うようになります。『にいくらごおり』第11号の「特集・黒目川の水車と伸銅(その2)」(昭和52年(1977))によれば、増田水車(大帖水車)は、はりがね工場とも呼ばれ、明治39年(1906)には伸鉄を行っていたようであり、『埼玉県工場法適用工場一覧』によると大正13年(1924)には、野火止用水沿いで小林工場・増田工場・玉川製線工場・共進伸線工場の4か所が水車の動力を利用して、真鍮パイプ製造や製線を行っていました。

このように野火止用水流域に発達していった近代化遺産ともいべき水車も次第に電力を使用したモーター等の動力に変わり、昭和20年代に稼働していた水車は4軒と言われますが、すべて廃業して新たな施設へと変遷し、現在ではその姿を見ることができなくなってしまいました。

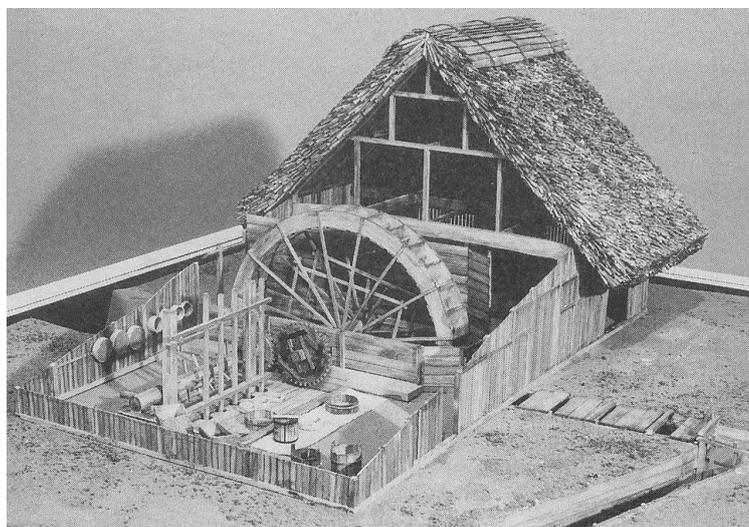


図 2-32 黒目川の灌漑用水にかけられた新井家水車の模型 (新座市立歴史民俗資料館蔵)



## ア 屋敷地と用水

野火止台地は細長い舌状を呈し、南南西から北北東方向に緩やかに下っています。野火止用水はそのほぼ中央部分の流れ、新田村の生活水に用いられていました。集落は、川越街道沿いの野火止村、奥州街道(志木街道)沿いの菅沢村、用水上流域で用水に平行する西堀村、街道筋からは離れますが北野村が寛文元年(1661)に成立しました。明治4年「野火止用水古絵図」では、川越街道沿いの野火止村と奥州街道(志木街道)沿いの菅沢村は街道を基軸とし、両側に屋敷地が設けられている様子が描かれています。野火止村は、寛永年間の成立とされる川越街道沿いに成立し、江戸と川越を結ぶ道が用水と直交する西北西から東南東方向に通じていたため、集落も同方向に展開されました。これに対し、菅沢村や西堀村、北野村はほぼ用水に平行し、南南西から北北東方向に集落が展開されています。

川越街道沿いでは地形によって多少異なりますが、街道筋の両岸に素掘りの用水がある地域と、屋敷の裏を流れる地域とがありました。用水の利用は用水に直接川棚(用水の水汲み場)とドンドン(堰＝用水の水がドンドンと音を立てて落ちるところから呼ばれるようになったという)を設け、ほぼ個別に利用していたと言います。大正時代に川越街道の拡幅工事が行われ、素掘りの用水はコンクリートのU字形溝に変わり、屋敷の出入り口には橋が設けられ欄干が置かれます。戦後は交通量の増加により、U字形溝には蓋が架けられ、現在までその形態が部分的に残されました。

菅沢地区では、昭和30年代前半まで用水の流れがありました。用水は西堀で分水され志木街道を横断し、街道の西側を流下します。街道から主屋まで奥行きがあるため、直接用水を利用することは少なく、主屋近くに用水を引き込んで「呼び井戸」に貯水し、残り水は用水に戻していました。この「呼び井戸」とは、直径2m前後の円形または方形状で、深さは3m程度あったと伝えられています。ほとんどが素掘りで、家によっては昭和時代にコンクリートで護岸したこともありましたが、現在はすべて壊され現存していません。用水の引き込みには「ドンドン」と呼ばれる堰を設け、水かさを増し、竹の筒や木樋を用いて「呼び井戸」まで水を引き込んでいました。竹筒や木樋を土管に替えた家もありました。引き込みの遺構も現在は全く残存していません。1軒で使用する場合と2,3軒が共同で使用する場合があります。

西屋敷(本多)地区では、平林寺から西堀に通じる道、現在の西屋敷通りの両側に屋敷地が設けられます。用水は平林寺堀が使用され、多くの家の前に堰が設けられていたと言います。この地域は、用水が築堤上を流れているため階段状の川棚ではなく、足場を確保するための板が法面に一段設けられていた程度で、1軒で使用する場合と2,3軒が共同で使用する場合があります。

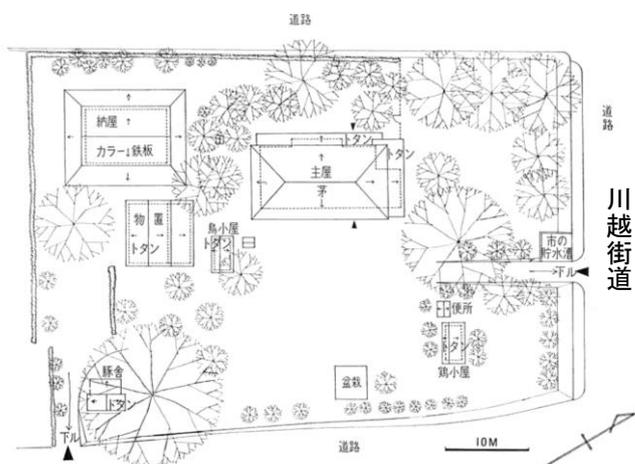
新堀地区では、用水に沿った道沿いに八軒の集落が形成され、八軒廻し堀が新たに掘削されました。北野地区では、主要街道筋ではありませんが、1本の道に沿って北野八軒と呼ばれた集落が形成され、用水は母屋の裏を通過していました。新堀地区・北野地区ともに屋敷地内を通過しているため、個々に川棚を持ち使用していたと伝えられています。

## イ 屋敷地における建物の配置

屋敷地における主要建物は、広い庭を中心に主屋、納屋、物置が配され、これに土蔵と外便所が付く家と付かない家があります。主屋についてはその多くが建て替えられ、開発当時の家は現存していません。小平市ふるさと村には小川新田開拓当初(寛文2年(1662)頃)とされる建物が記録をもとに復元されていますが、野火止新田では開拓当初の建物、配置等については記録がありません。

川越街道に形成された野火止村は、現在、野火止五丁目から八丁目地内を中心に位置します。街

道の両側に屋敷地が設けられ、その背後に耕地と雑木林が連なります。従って、屋敷地における建物の配置は街道の北側と南側では異なります。新座市史調査報告書 10『新座市の民家』に配置図が掲載されているので、代表的な事例として参考に紹介します。主屋は東側の庭に面し、東方向を向き西寄りに建てられています(図 2-34)。物置や納屋は川越街道から見ると主屋の奥、つまり畑寄りに配されています。向きは、多くが庭に面していますが、家によっては母屋と平行して建てられることがあります。外便所は、川越街道に近い位置の庭隅に設置されています。土蔵を有する場合は、主屋に最も近い位置に配されることが多く、入口が庭に面しています。野火止用水使用時には、川越街道への出入口付近に野菜類の洗い場が設けられ、用水から汲み上げた水を大きな桶に入れて洗っていましたが、昭和20年代から30年代の前半は、直接用水で洗っていたようです。また、洗い終わった汚れ水は庭に散水したり、ツクテバ(堆肥作りの場所)に撒いていたとのことですが、その位置は記録されていません。伝承によると、畑に近い庭の奥に設けていたようです。また、サツマイモの生産が盛んだったころには、イモドコ(芋床)を庭に設けていました。



2-34 川越街道沿いの住宅 山本福十郎家配置図  
出典:『新座市の民家』

旧菅沢村は、現在の菅沢一丁目と野火止三丁目、あたご二丁目とあたご一丁目の間を通過する志木街道沿いに位置し、野火止用水は街道の西側を流下します。街道の両側に屋敷地が設けられ、その背後に耕地と雑木林が位置します。従って、屋敷地における建物の配置は街道の西側と東側では異なります。図 2-35 のように、屋敷地に奥行きがあり、主屋が街道から離れていることが川越街道沿いとの大きな違いです。野火止用水は、引き水をして呼び井戸に溜めて使用されました。収穫した野菜は呼び井戸横の洗い場が主に用いられ、呼び井戸から汲み上げた水を大きな桶に入れて洗っていましたが、野火止用水が最も早く廃絶した地域ですが、流れは昭和30年代前半まで残っており、昭和20年代から30年代前半頃は直接用水で洗っていたようです。庭は街道と主屋の間に位置し、主屋は南向きです。納屋や物置は庭に面して配されており、川越街道沿いと同様です。

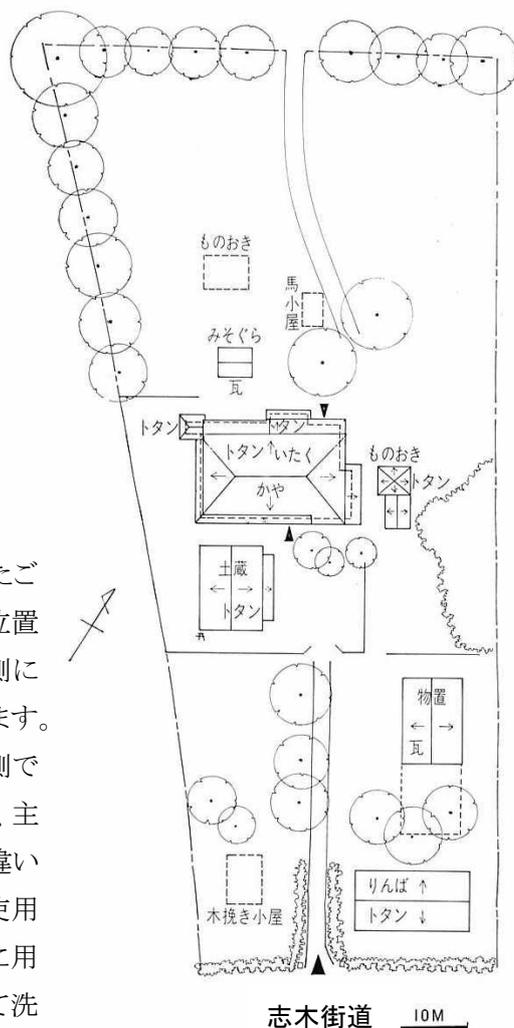


図 2-35 志木街道沿いの住宅 佐藤善信家配置図  
出典:『新座市の民家』

旧西堀村は、用水の使用形態から大別すると3地域に分けることができます。最上流部に位置する地域は、主に八軒廻し堀を使用した集落です。本流の流れに対し、新たに堀を掘削して自分たちの用に供したことから、新堀の丁目になりました。本流とその横の道、通称「水道道路」と呼ばれる道路は、昭和30年代の後半に荒川で採取された水を東京都の村山浄水場へ送る導水管が敷設されたことから呼ばれるようになりましたが、それ以前は幅の狭い農道のような道でした。新堀の集落では、短冊形の地割が用水と平行するこの道と直交しており、道と屋敷地の間に畑が所在します(図2-36)。現在の丁目では、新堀一丁目から三丁目、西堀二丁目付近になります。用水が菅沢村に分水する分水口付近の地域は、本流を使用した西堀の集落です。西堀の集落は、用水の東側に屋敷地が連続的にあります。現在の丁目では西堀一丁目となります。

用水が平林寺に分水される西屋敷通り沿いに形成された地域は、平林寺堀を使用した西屋敷の集落です。西屋敷の集落は、用水と平行する西屋敷通りの両側に屋敷地が連続的にあります。現在の丁目では本多一丁目となります。

3地域の屋敷地における建物の配置は、南側の庭に面して南向きに主屋が建ち、納屋や物置も庭に面して建てられています。用水が主屋の前にあるか後ろにあるかの違い程度です。

旧北野村の中心地域は八軒と呼ばれ、道と屋敷地の間に畑が所在しました。畑の奥の屋敷地には庭があり、主屋は庭の奥に東向きに建っています。納屋や物置は庭に面して配されています。屋敷地の後ろには畑が位置し、用水は主屋の後ろ(西側)の屋敷林の中を通過していました。道を挟んだ反対側は雑木林だったとのこと。現在の丁目では、北野二丁目となります。

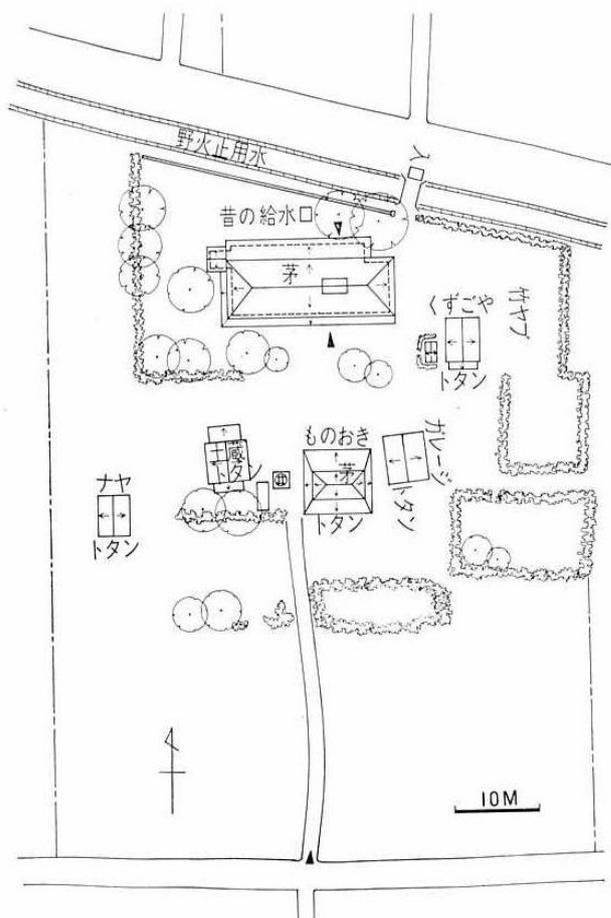


図2-36 本流の西堀沿いの住宅 岩崎市五郎家配置図  
出典:『新座市の民家』

## ウ 屋敷林

関東平野の植林は、シイ・カシ類を主体とした常緑樹で構成される照葉樹林の平野だと言われます。しかし、現在の関東平野を見渡してみても、照葉樹林はほとんど残されていません。数千年以上もの時間をかけて、人々が開発を続けた結果と言えます。

武蔵野の特徴と言われる短冊形地割ですが、この区画には、道路に面して屋敷地、次に耕地、そして耕地の後方に雑木林が配置されています。そして野火止台地の場合、道路沿いや屋敷の後ろに野火止用水が流れ、生活水が確保されていました。屋敷地には、屋敷林としてケヤキ、スギ、ヒノキ、カシ等が植えられ、建物を守るとともに再建築の時の用材等として利用されました。また、食用等に供される木本類や草本類も植えられました。屋敷林は生活に欠かせない役割を持っていたと言えます。

以下では、野火止台地の屋敷林に見られる代表的な植物を紹介します。

## ヒイラギモクセイ

道路や敷地境に面して、生垣がありました。川越街道沿いや志木街道沿い等では、今でも生垣が散見されます。いつ頃から植栽されるようになったかは明らかではありませんが、樹種はヒイラギモクセイが選ばれています。地際から横枝を出し、ギザギザした葉が獣や外敵の侵入を防ぐためと考えられます。

## ケヤキ

屋敷地の一角又は周囲には、必ずケヤキが植えられています。建築用材として、また臼や杵、食器等の器に重用される樹木ですが、野火止用水沿いでは雨水の確保にも用いられていました。幹に縄を巻き、縄の先を樽に入れ、降水時には樽に水を貯めていたことが伝えられています。また、落葉期には落ち葉を集めて堆肥にしていました。コナラ・クヌギ類に比べると葉は小さいのですが、雑木林を持たない大和田や片山地区の町屋集落や農家では貴重な資源でした。

ケヤキの樹高を見ると、野火止台地の屋敷林内のケヤキと三芳町から所沢市にかけて位置する三富新田のケヤキには、幹丈が異なるという大きな違いがあります。この要因は、野火止ではケヤキを建築用材として梁に用いることが多く、主屋の規模が三富新田に比べ小さいためと思われる。現在、市内でわずかに残存するケヤキの幹丈を見ると、おおよそ 10m前後であるのに対し、三富新田では 16m前後です。

ケヤキは主にソラシ(空師)と呼ばれる職人が管理をしていました。建物の日照を確保し、周囲に枝葉が繁らないよう、そして大枝が折れて家屋を損傷しないよう、定期的に枝の剪定を行っていました。この高さが 6 間か 9 間の違いにより、上記の幹丈 10m と 16m という差が生まれたものと思われます。剪定された枝はそのまま処分されるのではなく、畑では豆類等のツルものを巻きつける支柱として用いられ、その後はカマドの燃料に使われていました。定期的な剪定により、樹形は幹から細い枝が伸び丸い行燈状を呈していたと考えられます。

## カシ

カシは主屋の周辺のカシガキとして、多くはシラカシが植えられています。また、主屋の後ろに植栽されることもあります。

カシガキは、カシグネ、タカクネ等とも呼ばれ、地域によってその呼び名が異なります。主屋の周辺に、主屋から 2m から 5m ほど離れた位置にほぼ等間隔にカシを植え、横枝を竹等で整枝し壁状に整えます。整枝する範囲は、1.5m から 6m 前後で、茅屋根の防火を意図していたと考えられます。正面から見ると、下には空間があり、上は緑の壁状になり、横から見ると厚さ 50cm から 1m 程度で、厚くないことが良いとされていました。

主屋の周囲とは言うものの、野火止台地では四面を囲うような事例は見られません。多くは屋敷地の庭と主屋の間、隣地境に近い風の来る方の主屋近くに植えられました。

カシが成長して大径木化すると、カシガキ列の前または後ろにカシの幼木を植え整枝し、カシガキを再生し、旧来のカシガキは伐採します。これらのカシガキの再生作業は 20 年程度の周期で定期的に行われました。整枝は横枝の伸び具合により異なりますが、毎年または 2、3 年に一度、もしくは竹が



図 2-37 屋敷林のケヤキ

傷んだ取り換え時期に行っていました。刈り込みは、以前は年に 2 回新芽が伸びた時に行っていましたが、最近では 1 回程度になっています。剪定や整枝の作業は個人で行う場合が多いのですが、庭師に頼むこともあったようです。

カシガキの本来の目的は、防火が主目的とされますが、防風や防砂、夏の陽射しをさえぎる効果もありました。台地上では、春の南西からの強風と、それとともに舞い上がる微細な土埃は「赤い風」とも呼ばれ、この時期は室内一面に紙を敷きつめて埃対策を行っていました。カシガキは主屋の風の吹きつける側にも設けられることが多くありました。主屋の後ろのカシは、カシガキに仕立てるというのではなく、風除けのために植栽されたものと思われます。



図 2-38 屋敷林のカシ

カシが建築用材として用いられた事例はないようですが、荷車の車軸、水車の軸、天秤棒、鋤や鋤の柄等に用いられていました。

また、祭りの時に建てられるお仮屋(神が一時移動し住まう場所)を囲むように、地際から祭壇までの間に密集して立てられました。現在でも大和田はだか神輿や中野の獅子舞では用いられています。本来は火除けのためとされていますが、装飾的な用途も加味したものではないかと考えられます。

### スギ・ヒノキ類

スギ・ヒノキ類は、屋敷地の奥の畑に近いところにまとまって植栽されることが多くありました。建物の建築用材として用いるために植えられます。整枝された葉つきの枝は、イモビツ(「芋櫃」と呼ばれるサトイモ貯蔵用の細長い穴に敷きつめられ、ネズミやモグラの侵入防止に用いられました。最後には、カマドの燃料として使用されます。

### シュロ

シュロは、庭園木として庭の一角に植えられることが多いのですが、建物の裏側に植えられることもあります。幹周囲の髭状の繊維はシュロ縄や箒等に用いられていました。また、根菜類等の収穫物の泥落としにも用いられていました。しかし、タワシの普及により使用されなくなりました。

### ヤブツバキ

ヤブツバキは、庭園木として庭の一角に植えられていることが多いのですが、建物の裏側に1本から数本の単位で植えることもあります。初春に赤色の花が咲き、この付近ではヤマツバキと呼ばれることが多いものです。最近では観賞用庭園木として植栽されていますが、主に種子が雨戸や障子の敷居滑り、調度品のつや出し等に用いられていたといわれます。

### タケ

現在みられるタケはモウソウチクですが、近世はマダケが主流であったといわれます。建築用材として茅屋根や土壁の補強材として用いられていましたが、現在ではマダケの竹林をほとんど見ることができなくなりました。用水沿いでは、わずかな範囲に残存する程度となっています。タケが屋敷林の主要な樹木として多くの屋敷地に植栽されていたという伝聞はありませんが、北野地区にモウソウチクが持ち込まれたのは大正時代と言われ、平林寺前のモウソウチク林は、明治時代に所有者の先代が花器に使用する材料として口径の太い種を植栽したといわれています。

平林寺境内のモウソウチク林は、江戸時代に塔頭があった所に繁茂していることから、平林寺前の

---

モウソウチク林とほぼ同時期に植えられたものが繁殖したと考えられます。

### カキ

庭にカキノキが植えられていることが多くあります。甘柿は甘味料として料理に用いられ、渋柿は果実を冬の初めに軒先に吊るし、干し柿にして甘味の高い食品として利用していました。また、柿渋を採取する目的と、材は家具等の調度品の材料とするために利用されました。他の用途についての記録はありません。

### ウメ

万葉の昔から人々に愛されているウメですが、庭の片隅に1, 2本植えられていることが多いようです。近年は観賞用の庭木として見られがちですが、果実を塩漬けにした梅漬けや、その後日干しを行った梅干しは、おにぎりや弁当等に使われる身近な食品として、現在も多く利用されています。弁当箱に麦飯を詰め真中に大きな梅干しが1個入っている日の丸弁当等は、学校給食が始まる昭和30年代後半までよく見かけたものです。そして、漬け汁は梅酢や調味料に用いられています。また、平林寺修行僧の朝食に粥とともに出される漬物は、梅干しが多く供されると聞きます。長期保存が可能な食品としても利用されています。オレンジ色に完熟した果実は、甘い香りがし、子供たちは果物代りに食べるものがあつたようです。

### ユズ

日当たりの良い庭先に植えられることが多いようです。果実の皮は香味として用いられ、果汁は酸味料として料理に多く用いられます。野火止地区では冠婚葬祭の本膳はうどんと言われますが、季節になるとユズの皮は薬味として多く用いられています。

### ナンテン

外便所の近くに植えられ、実が下剤として利用されたといわれています。また、外便所は鬼門の方向に配されることが多かったため、「難を転ずる」方位除けとして植えられたとも聞きます。

### フキ

草本類の中で代表的な植物がフキといえます。初春に芽を出すフキノトウは山菜の代表格として知られていますが、茎は煮物や炒め物等の料理に供されます。屋敷地の北側や用水沿い等の広範囲に、自生するようにあります。

### ミョウガ

草本類の中でフキと並ぶ代表的な植物がミョウガといえます。新芽や花穂が薬味や酢の物・天ぷら・味噌汁の具等に利用されます。屋敷地の北側や用水沿い等に広範囲に、自生するようにならんでいます。

### シソ

ウメの果実を塩付けにするとき、シソの葉を共に漬けて赤紫色に染めるために用いられ、屋敷地の明るい片隅や畑の際に植えられています。

## エ 畑

寛文元年(1661)に検地が行われたことは前述のとおりです。9月に年貢上納が命じられ、村ごとに上畑、中畑、下畑、下々畑、屋敷、立野の反別が記されています。屋敷はいわゆる屋敷地であり、上畑・中畑・下畑・下々畑は畑、立野は肥料や飼料・燃料の採取地で、松平伊豆守信綱によって奨励され形成された雑木林です。

畑を上畑・中畑・下畑・下々畑の等級に区分し、反あたりの徴収額を決め、面積をかけるだけで徴収額を決める方法が用いられました。上畑・中畑・下畑・下々畑の等級は一般的に土地の土壌や収穫量を見てその生産量に応じて区分されますが、野火止の検地では土壌や収穫量を検討したのではなく、単に屋敷地に近い場所から順次上畑・中畑・下畑・下々畑の等級に区分されています。

江戸時代の耕作物は前述のとおりですが、文政年間(1818～1830)に刊行された『新編武蔵風土記稿』によれば、麦を中心とした穀類の栽培が主で、新河岸川の河岸場であった引又河岸から江戸へ出荷されていたと考えられます。明治4年(1871)に北足立郡農会が発行した『埼玉県北足立郡事一斑』によれば、穀物では大麦・小麦の収量が最も多く、穀物以外では青芋(えぐいも)・葡(ダイコン)・牛蒡(ゴボウ)・甘藷(サツマイモ)が多く、小麦・大麦・甘藷が主要な畑作物でした。明治9年(1876)の『武蔵国郡村誌』によれば、小麦、大豆、甘藷、藍葉が新河岸川の舟運で出荷されていました。藍葉は、明治政府が奨励した率の良い換金作物として篤農家による生産と啓発が行われていたようです。大正時代(1912～1925)には、麦・甘藷・里芋が中心で、麦は小麦とビール麦が出荷用でした。養蚕は、明治時代から行われ、大正時代に最も盛んでしたが、昭和10年(1935)頃までにほとんど行われなくなりました。養蚕は生糸の輸出産業として明治政府が奨励していました。甘藷は江戸時代から昭和25年(1950)頃まで盛んに行われ、麦との二毛作も盛んでした。江戸時代後期から昭和20年代半ばまで、主要作物として小麦と甘藷が長く作り続けられ、明治時代(1868～1912)に入ると、根菜類とともに政府の奨励する作物生産がそれに加わっていったようです。

茶も明治政府の奨励作物ですが、茶畑が作られた様子は聞きとられていません。畑の周囲に植えられ、収穫されていたことが予想され、風除け(土埃除け)・土の流出除け・砂利道の石除け等の役目も持っています。茶は、畑の周囲のみならず短冊形耕地の所々に畑を区画するように植えられていることがあります。この植え込みは、隣地の畑と連続するようなことは無いため、耕作物の時期や内容を区分するために植えられたのではないかと考えられますが、江戸時代の上畑・中畑・下畑・下々畑の区分の名残である可能性を捨て去ることはできません。

自家消費の食物は、畑のへり等に、たとえば小豆や胡麻等を蒔いて収穫し、自給していました。

肥料は、堆肥、下肥、糠、油カス、灰、麦藁、魚カス等が使われていました。堆肥は雑木林から採取する自家製で、下肥は主に購入されていました。昭和35年(1960)頃まで使われていましたが、化成肥料が主流になるとこれらの有機肥料はほとんど使用されなくなりました。現在の西武鉄道が、西武農業鉄道と呼ばれていた頃、都内から清瀬の駅前に設置されていた肥溜まで下肥が運ばれていたことから「下肥電車」とも呼ばれていました。



図 2-39 用水治いの畑

## オ 雑木林

寛文元年(1661)の検地に「立野」と書かれている場所が、松平伊豆守信綱によって奨励され形成された雑木林です。

雑木林は、ヤマと呼ばれていました。昔話に「おじいさんは山へシバ刈りに……」という一文がありますが、落葉樹の葉が落ち始める前になると「バヤ刈り」といって、雑草や低木等を刈り払い、落ちていた枯れ枝等を片付けます。その後、落ち葉が乾燥した頃に「クズハキ」にいきます。一家総出で落ち葉を熊手で掃き集め、大かごに入れ手車で積んで帰り、「ツクテバ」に持ち帰った落ち葉をうず高く



図 2-40 雑木林

積んで水をかけて腐らせ、「ツクテ」と呼ばれる積肥をつくります。これに囲炉裏やカマドから出た灰や鳥糞等を混ぜて発酵させ、時々切り返して、一年がかりで「クズツッパ(クズ葉)」の肥料を作ります。バヤ刈りで刈られた下草や枯れ木は、持ち帰り、囲炉裏やカマドの燃料になります。

昭和 25 年(1950)頃まで盛んに行われていたクズハキは、化学肥料の発達とともに次第に行われなくなりしましたが、その頃までは「畑作りは堆肥から」といわれ、いかに良質の堆肥を作るか様々な工夫と努力が重ねられていました。現在、生業として堆肥作りのためにクズハキが行われている山は、国の天然記念物指定地平林寺境内林の一角が唯一ですが、近年、雑木林保全のために数か所で行われるようになり、次第にその面積が広がりつつあります。明暦 2 年(1656)に検地が行われたという記録が残されていますが、承応 2 年(1653)に始まったとされる野火止新田の開発が、ようやく村としての形態が整った寛文元年(1661)までの 8 年間は、植林したコナラやクヌギが成長して、クズハキができるようになるまでの年月と考えられ、畑の開墾もさることながらヤマ造りの期間でもあったように思われます。

雑木林を構成する主要な木本類は、コナラやクヌギだけではなくエゴノキ、クリ、エノキ、イヌシデ、コブシ、ヤマザクラ等の高木・亜高木にコウゾ、ニワトコ・ニシキギといった低木類があります。これらの樹木の多くは人々の生活の中で利用されていました。クリはコナラやクヌギと同類というだけではなく、クリの実には主に子どもたちが収穫して、食用としていました。また、エゴノキは豆類の殻を割るクルリ棒に用いられ、ニワトコやコウゾはツクテバを祀る際に作られるアボヘボに用いられ、アボヘボは荒神様や恵比寿様・稲荷様への供え物としても用いられています。そして、草本類も牛や馬等の飼料や敷き床に用いられていました。山にある樹木や草本すべてが大切な生活資源として活用されていました。

雑木林に「帯解き山」という場所があるそうです。7 歳になる女の子が子ども用の帯を解くところから出た言葉で、萌芽更新し再び萌芽更新するまで、7 年という短期間だったことに由来します。野火止台地の雑木林は 15 年から 20 年のサイクルで萌芽更新されていたといわれています。

ヤマシ(山師)と呼ばれる集団が、薪に適した成長の頃合いを見て山を買いその場で切り出し薪に仕立て持ち出していたといえます。クズハキが終了した後、数日間の作業だったそうです。

国木田独歩が『武蔵野』を書いた頃は、現在のような大径木の雑木林は全く見られませんでした。薪は 1 本を割って半裁か四ツ割程度の太さです。直径 15cm~20cm、樹高 10m~15m 程度でしょう。切る前の山、成長途中の山、切り終わった山、萌芽し雑草が茂る山それらが混在した隣に畑が広がるといった光景が想像されます。野火止用水沿いの総合運動公園内緑地では、武蔵野の原風景を取り戻すための萌芽更新の試みが続けられています。